

第50回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成29年 9月11日 開会

伊方町議会

第50回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成29年 9月11日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月11日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 阿部 一寿 総 務 課 長 鵜久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 兵頭 達也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 大野 金能 中 央 公 民 館 長 中田 信幸
町長提出議案の項目	報告第5号 平成28年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第6号 平成28年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第69号 伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につて 議案第70号 伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例制定について 議案第71号 平成28年度伊方町水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」の処分について 議案第72号 平成28年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第73号 平成28年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第74号 平成28年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第75号 平成28年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定

	<p>について</p> <p>議案第 76 号 平成 28 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 77 号 平成 28 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 78 号 平成 28 年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 79 号 平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 80 号 平成 28 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 81 号 平成 28 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 82 号 平成 28 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 83 号 平成 28 年度伊方町水道事業会計決算認定について</p>		
議員提出議案の項目	なし		
委員会提出議案の項目	なし		
その他	なし		
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)		
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">7 番 菊池 隼人 議員</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">8 番 小泉 和也 議員</td> </tr> </table>	7 番 菊池 隼人 議員	8 番 小泉 和也 議員
7 番 菊池 隼人 議員	8 番 小泉 和也 議員		

伊方町議会第50回定例会議事日程（第1号）

平成29年9月11日(月)
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 平成28年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率
について
(報告第5号)
- 〃 第 6 平成28年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の
提出について
(報告第6号)
- 〃 第 7 伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて
(議案第69号)
- 〃 第 8 伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域
活性化事業運営基金条例制定について
(議案第70号)
- 〃 第 9 平成28年度伊方町水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動
額」の処分について
(議案第71号)
- 〃 第10 平成28年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について
(議案第72号)
- 〃 第11 平成28年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
(議案第73号)
- 〃 第12 平成28年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定につい
て
(議案第74号)
- 〃 第13 平成28年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
(議案第75号)
- 〃 第14 平成28年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
認定について
(議案第76号)
- 〃 第15 平成28年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て
(議案第77号)

- 日 程 第 1 6 平成 2 8 年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 78 号)
- 〃 第 1 7 平成 2 8 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 79 号)
- 〃 第 1 8 平成 2 8 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 80 号)
- 〃 第 1 9 平成 2 8 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 81 号)
- 〃 第 2 0 平成 2 8 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 82 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 8 年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 83 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。これより、伊方町議会第50回定例会を開会いたします。只今の出席議員は全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第50回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全員のご出席をいただきまして、提案申し上げます案件につき、ご審議いただきますことに対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、各位には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、四国電力から申し入れのありました、伊方1号機の廃止措置計画につきましては、先週末に町としての最終判断ということで、安全確保を大前提といたしまして、事前了解をいたしました。

議員各位には、本案件につきまして、慎重審議を重ねていただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、季節は秋を迎え、朝夕過ごしやすい季節となりました。町内では、基幹産業である柑橘の収穫の秋を迎えようとしております。

また、「愛顔つなぐえひめ国体」の開催も残すところ半月となり、県内各開催市町におきましては準備の最終段階となりました。

わが町、開催の「成年女子バレーボール競技」が、町全体で盛り上がるように最終準備をしまいにしたいと考えております。

一方、今年の夏も、日本各地で集中豪雨による河川の決壊などが多く発生をいたしております。被災されました地域の方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

これまでの常識を超えた災害の発生に対しましては、我々はいかに日常の準備を怠るべきでないかと教えられるものであり、更なる日頃の準備と心構えが大切であると考えているところでございます。

私も昨年の10月に町長に就任をいたしましてから、早一年が経とうといたしております。この間、伊方1号機が廃止となり、3号機が再稼働から一年が経過をいたしました。

これまで、事故や大きなトラブルなどは発生をいたしておりませんが、今後もしっかりとした日常の安全管理と、適切な情報公開に努め、町民の信頼向上への不断の取り組みを、四国電力に対して求めてまいりたいと考えております。

また、来月には、再稼働後、初となる定期検査を迎えることとなります。

今回の定期検査では、原子炉容器上蓋の取り換えという、大型工事が予定をされておりますが、安全性の確保を第一に行うとともに、入念な点検を行うよう、重ねて求めてまいりたいと思います。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、報告事項2件、条例改正及び制定に関する議案3件、平成28年度一般会計及び特別会計の決算の認定12件、平成29年度一般会計及び特別会計補正予算5件、工事請負契約の変更締結に関する議案1件、その他の案件が3件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議事日程報告

○議長（山本吉昭） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 菊池隼人議員、8番 小泉和也議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月15日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第 4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第 61 条の規定により一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。

初めに、末光勝幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） それでは、大綱の 3 点につきまして質問をさせていただきます。

最初に大綱 1 ですが、伊方町の財政状況についてお伺いをさせていただきます。

他の市町村の方とお話しすると「伊方町は金があるから」ということを、よく聞かされます。本当にそうなのか、伊方町の財政状況について、町民の方がよく分かるように質問をさせていただきます。

①現在、町の貯金に相当する基金残高は約 123 億円だといわれていますが、それと同額程度の町債という借金があります。町債の発行により、数々の事業や箱物が整備されてきました。その資産価値の減少やメンテナンスの費用、費用対効果を考慮すると、町債の発行に見合った価値があると言い難いと思われるところもあります。町長は、どのように認識されておられますか。

②27 年度の実質赤字比率がマイナス 2.67%、連結実質赤字比率がマイナス 6.18%、実質公債比率が 6.8%、将来負担比率が 0%と数値の上では、伊方町の財政は問題がある状況ではないといわれます。財政力指数は合併以来、年々悪くなり 0.522 となっております。他の市町村と比べ、まだ、悪化という状況ではありませんが、今後の見通しをお伺いいたします。

③今後、厳しい財政状況が続くと予想されますが、町長として、伊方町を維持発展させていくため、どのような事業に集中的に財源を投入して取り組んでいかれるつもりか抱負をお伺いいたします。

大綱 2「障がい者支援と高齢者の介護予防の取り組みについて」伊方町第 2 次総合計画の推進施策として「障がい者福祉の充実」が掲げられております。

①その中の主要事業である「障がい者の自立生活の支援」について、この 1 年間にどのようなことがなされたかお伺いをいたします。

②平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」がスタートしています。町内の身体障害者手帳の交付を受けている方は 694 人と聞きます。この法律第 17 条で規定している「障害者差別解消支援地域協議会」を設置するお考えはないのかお尋ねをいたします。

③町内に就職できず、バスなどを乗り継いで、町外の事業所で働く障がい者の方々もたくさんいます。愛媛県庁内の食堂は、障がい者の雇用によって運営されていると聞きます。町内でさらに多くの障がい者雇用の施策ができないものかお伺いをいたします。また、将来、

要介護にならないため、伊方町にない施設に通い、健康維持に努力されている高齢者の方も多く見受けられます。増加する一方の介護保険対策として、介護予防への町の取り組みについて利便性を高める計画はないのかお伺いをいたします。

大綱 3「避難計画のペットの扱いについて」6年前の東日本大震災の時の避難においては、せっかく連れてきた家族同然のペットを避難バスに乗せないように指示され、泣く泣くペットを置き去りにさせられた経緯があります。そのようなことが風評により、原子力発電に対する反対の感情を助長していると思われれます。あつてはならないことですが、伊方町から避難しなくてはならない状況になった時、ペットも同乗できるバスを手配するような、血の通ったあたたかい伊方町原子力避難行動計画にならないものか、町長の所見をお伺いいたします。以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光勝幸議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大綱 1 は「伊方町の財政状況について」に関するご質問でございますが、1 点目は、「町債の発行に関する考え」についてでございます。

平成 28 年度末の基金残高は、議員ご指摘のとおりで総額で約 123 億円でございます。

一方、借入金に相当する町債の残高につきましては、一般会計では元金・利息を含めて約 112 億円、特別会計などを含め 146 億円となっております。

出来上がった施設等の資産価値の減少やメンテナンス費用を考慮した場合に町債の発行に見合った価値があるとは言い難いとのことでございますが、町において道路やいわゆる箱物を整備するには、伊方町第 2 次総合計画の基本計画事業に乗せたいうえで、その必要性を十分に検討をして事業を実施いたしております。

事業を実施するうえで、町債を借り入れずに一般財源を充当するということは、限られた一般財源の使途を考えました場合、年度ごとの事業の種類や金額の増減により、予定する十分な事業が実施できない場合が考えられます。

そこで、町債の充当可能な事業に借入をおこない財源を確保したうえで円滑に事業を実施いたしますとともに、元利均等償還による財政負担の平準化を図ることを目的といたしております。

確かに町債という借入金でありますので、償還金の原資が必要となってまいります。ご承知のとおり町債の中には元利償還金に対して交付税算入されるものがございます。

償還額の一定割合を交付税措置していただくということは、毎年の償還に対する補助があるという考え方もできるわけでございます。

今後におきましては、これまで同様に事業を実施するうえでの必要性を十分に検討し、また、有効に活用し役立つ施設となるように、更に、町債の充当可能な事業に対しましてはこ

のような有利な町債の借入れを行いますとともに、借入の総額が、その年度の元金の償還額を上回ることにより町債の残高が増加することの無いように十分留意してまいりたいと考えております。

2点目は、「財政力指数の今後の見通し」についてでございます。

毎年報告をさせていただいております「財政の健全化等」につきましては、後ほど、平成28年度のご報告をさせていただきますが、確かに町財政は問題があるという状況では現在のところございません。

ご質問の財政力指数の見通しについてでございますけれども、この指標は「1」を超えるか、あるいはそれに近いほど町の財政力があると判断をされるものでございまして、その算出方法は基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で過去3ヶ年の平均値で表されます。

合併直後の平成17年度における過去3ヶ年平均数値は、0.570で、その後、26年度には0.522、平成27年度では0.508と下落をしていたものの、平成28年度は0.515、今年度は0.527と上昇傾向にあります。

類似団体と比較をいたしますと、平成27年度の類似団体の0.25と比較をすると高い数値であると言えます。

これは、基準財政収入額を算出するうえで町税の税収が大きなウェートを占めており、平成28年度以降は基準財政収入額を算定する際に町税が増収となったことが大きな要因であると考えます。

従いまして、今後の見通しといたしましては町税の収入の増減が鍵となりますために、財政力指数の数値が大幅に改善をするということは望めない状況でございます。

交付税の算定方法の改正による変更がない限り、単年度の増減を繰り返しながらではございますけれども、財政力指数は緩やかに^{ていげん}逡減をしていくものと考えております。

3点目は、「町の事業の取り組みについて」でございます。

伊方町を維持発展させていくために、どのような事業に集中的に財源を投入して取り組むのかについてでございますけれども、先ほどの答弁にもありますように、財政力指数を見ましても、潤沢な財政状況であるとは残念ながら申し上げられません。

今年度は灯台点灯100周年や愛媛国体といった事業を進めてまいりますが、今後は、補助金や新たな自主財源の確保と限られた財源の有効活用により、堅実な財政運営を図ることはもちろん、町民の融和と発展のための施策を展開するような財政支出につきましては、積極的に対応してまいりたいと考えております。

このようなことから、町におきましては、「伊方町第2次総合計画」及び「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とした取り組みにおきまして、最重要課題であります人口減少対策を中心とした、少子高齢化、産業の育成、移住定住、教育・福祉政策など、それぞれの課題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

次に、大綱 2「障害者支援と高齢者の介護予防の取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の、伊方町第 2 次総合計画に掲げた、障害者福祉の充実の施策推進にあたりましては、国における法律や制度改正に対応をした、町の障害者計画と障害福祉計画を策定をいたしましたうえで、社会福祉協議会やサービス事業者と連携をしながら、障害者とその家族の地域生活を支えるサービス提供や各種事業を展開しているところでございます。

中でも、議員ご質問の「障害者の自立生活への支援」の取り組みにつきましては、行政の取り組みとして、次の 5 つの事業を掲げて取り組んでおります。

まず 1 つは、伊方町小規模作業所運営事業として、伊方オレンジ作業所と作業所ふれあい岬の 2 か所の作業所の運営を通じて、障害者の社会参加と支え合いの地域づくりを目指す事業、2 つ目は、健康教室や相談事業、訪問等の事業による相談・訪問指導事業、3 つ目は、精神障害者社会復帰事業として、心の病気や障害に対する啓発、当事者の社会参加と生活力向上により社会復帰を促進する事業、4 つ目が、心の健康相談事業として心の健康づくりに資する事業、5 つ目が、発達障害の総合的な相談事業として、相談支援、教育支援、就労支援等を行うことで、地域において自立し、主体的な生活を築き豊かに生きていくことを支援する事業、以上が総合計画に掲げて取り組んでいる事業でございます。

また、紹介した事業のほかにも、国や県の補助制度としての地域生活支援事業により、各種サービスの提供を行っているところでございます。

次に、2 点目の「障害者差別解消支援地域協議会」の設立についてでございますが、ご質問の協議会とは、国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑におこなうネットワークとして組織できることとされております。

まず、協議会の設置形態につきましては、特別な決まりはなく、設置する単位も都道府県単位や市町村単位、また市町村の場合でも規模によって異なりますために、設置根拠を含めて、各市町村の地域の実情に応じて、様々な形態での対応が考えられます。

さらに、障害者総合支援法に基づく協議会を設置しているときは、その協議会の枠組みを活用して地域協議会を立ち上げるケースも可能となっております。

以上のようなことから、伊方町といたしましては、既に設置をしております「伊方町地域自立支援協議会」の枠組みを活用することとし、その協議会に「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を付加して対応しているところでございますので、ご質問に対する回答といたしましては、既に設置済みということで、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3 点目のうち、「町内の障害者雇用施策」についてでございますが、障害者の雇用環境に関しましては、国政レベルでの見直しとして「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正をされましたことにより、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置、いわゆる合理的配慮の提供義務を定め

ると共に、平成 30 年度からは障害者の法定雇用率の算定基礎に、新たに精神障害者が追加されることになり、平成 35 年度からの本格施行までの間、段階的に引き上げられることが見込まれておりますために、事業主は、障害者の雇用環境の改善に努めなければならないこととなります。

また、議員からご紹介のございました、県庁内の食堂での障害者雇用につきましては、県が庁舎内の喫茶店の経営事業者を公募するにあたり、障害者が健常者と共にいきいきと働ける場となるように条件を付加して選定をした結果、市内の N P O 法人が事業を行っているとのことでございます。

なお、事業に伴う障害者の受け入れにあたりましては、障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型というサービスを活用いたしておりまして、通所する障害者に対して、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行っている。という状況でございまして、伊方町内におきましては、「ワーク伊方」が同じ事業を行っております。町内障害者の受け皿として大きな役割を果たしていただいているところでございます。

次に、「町内での介護予防への取り組みに対するご質問」でございますが、現在、介護保険法の改正等によって町内のサービス事業所の運営上どのような影響が生じているのか、更に、住民のニーズや不足するサービスなどに関する要望等についてアンケート調査を行い、その結果のとりまとめを行っているところでございますので、その結果を踏まえて、将来を見据えた対応策等を検討しなければならないと考えております。

様々な要望の中から一つの例を挙げますと、「町内の身近なところで健康増進活動やリハビリが受けられるようにしてもらいたい」との声がございまして、その体制整備等について関係機関等を交えて検討し、今年度中に策定する「第 7 期介護保険事業計画」に位置付けたうえで、早期の具体化を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上、大綱 2 の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱 3「避難計画のペットの扱いについて」のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のように東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生をし、甚大な被害を及ぼしました。

発災時、多くの方は緊急避難を余儀なくされましたため、飼い主とはぐれたペットが多数生じました。

また、「保健所等に保護されたペットが数日間で処分されてしまう」という情報がインターネット上で広がり環境省が被災地自治体に確認し、事実ではないことを確認し発表をいたしました。

このような混乱を招かないように、自治体には正確な情報をいち早く住民に知らせる責務を有していることを改めて実感をさせられましたところでございます。

この教訓を肝に銘じ防災対策に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、伊方町において、原子力災害における広域避難が必要となった場合には、町・県の地域防災計画の原子力災害対策編、伊方町避難行動計画、愛媛県広域避難計画及び、内閣府が取りまとめた伊方町の緊急時対応を基本として避難が実施をされます。

避難は、放射性物出が放出される前の施設敷地緊急事態で避難の実施に通常以上の時間がかかる避難行動要支援者等の避難、全面緊急事態で全町民避難が開始をされます。

避難の方法につきましては、要支援者等の方については、各地区をバスが巡回し、一時集会所へ集まっていたら県が手配したバスによる松前町への広域避難となります。一般住民の方は、自家用車で松前町への避難をお願いしているところでございます。

それでは、ペットの避難についてどのように対応するのかにつきましては、環境省が平成25年6月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が基本となります。

このガイドラインでは、過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡する恐れもあります。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進しているところでございます。

町の避難計画では、一般住民の方は自家用車で避難としているところから、ペットについても自家用車による同行避難が基本であると考えております。

議員ご指摘のペットも同乗できるバスの手配につきましては、緊急時にペットの種類やニーズを把握することに困難が想定をされますが、飼い主とペットが安全に避難をするためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないこと等、しつけをしていることにより、バスなどで一緒に避難する人の理解が得られる場合や車の準備がない人のために自主防災会による乗り合わせ避難についても計画されているところでございまして、日頃から近隣住民との信頼関係を深めること等、このような取り組みの積み重ねにより安全な避難につながると考えているところでございます。

なお、現在の計画では、避難所での家庭動物のためのスペースの確保や、町の避難所運営マニュアルの中でペットの扱いについても規定をいたしておりまして、避難所等の運営において、ペットとの同行避難に配慮することといたしております。

今後も町では、計画の見直しや避難所におけるペットの受け入れに関する取り決めの検討の中で、バスを利用したペットの同行避難についても検討をするなど、避難計画の充実を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いをいたします。

以上で、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 伊方町中期財政見通し平成 28 年度から平成 32 年度の資料を見ますのに町税の推移ということで固定資産税を中心に町税が平成 28 年度に比べて平成 32 年度には 3 億円ぐらい減少する見込みでございます。

また、地方交付税におきましても、平成 28 年度に比べまして平成 32 年度には 7 億円ぐらい減少ということで、合計 10 億ぐらいの収入の減が見込まれるのではないかと思います。こういった対策、使用済核燃料税の導入といったこともありますけれども、こういった交付税等の減少が将来、平成 32 年度に向かって予想されるわけですが、そういったことについての町財政への影響についてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） はい、議員のご質問でございますが、中長期財政資料 28 年度のデータでございますが、毎年 12 月の定例議会前の全員協議会で伊方町中長期財政見通しを報告しておるわけでございますが、現在 8 月末におきまして財政計画の見直しと、町総合計画の見直しも現在しております。それらの結果を踏まえまして 12 月の議会に中長期財政見通しを再度また報告させていただきたいと考えております。

町長が答弁いたしましたように町税につきましても昨年度増額、当初の見込みではございませんでしたが、例えば原子力発電所の安全対策などによりまして町税が増加すると、当初の見込みじゃなくても途中発生するものもございますので、現在財政状況につきまして見通しの策定も現在しておりますので、また 12 月の議会でも再度報告させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

末光議員、再々質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 財政力指数についてお伺いをいたします。

只今の答弁は結構でございますが、0.5 程度のものに若干推移しているのが今の現象だと思いますが、合併前に伊方町の財政力指数が非常に良くて地方交付税の不交付団体であった時がございます。その時に新居浜市とか松前町が挙げられたわけですが、調べますのに新居浜市とか松前町はまだ 0.7 程度の財政力指数を維持しておるのではないかと考えております。それに比較しまして、伊方町がかなり低い財政力指数になってしまったと、そういったことを懸念をしておりますので、またこのような対策、できるだけ他のかつて不交付団体であった市と変わりのないような財政に近づけるよう努力をお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） はい、財政力指数につきましては、先ほど町長が答弁したとおり現在では0.5に近い数字を上下してございます。合併前におきましては1を切れる数字、1に近い数字であったわけですが、三町合併に伴いまして0.5に近い数字になったわけなのでございますが、現状では維持しておることと、先ほど町長が申しましたように類似団体と比較いたしますと、類似団体が0.25ということで、およそ倍近い数字になってはございます。

類似団体と申しますのは、人口規模なり伊方町と同じような規模などを類似団体と申しませんが、そんな状況でもございますので議員の申されたとおり今後財政計画に基づきまして、しっかりとした運営をしていき、財政力指数につきましても現状を維持するよう、それについてもしっかりと見込んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。

末光議員大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 障がい者の雇用につきまして現在、オレンジとかワークいかた等で非常に努力をさせていただいておることは、私も存じておりますけれども、それでもまだ町外へ職を求めてバス等で行かなくてはならない方が多くいると推測しております。質問の時に述べました愛媛県庁内での取り組み、伊方町を見ますのにサービス業と言いますか気軽にお茶でも飲める施設がほとんど無いといつていいぐらいな状況で飲食店等がどんどん閉店をしております。

そこで障がい者等が雇用して気軽に指定管理者制度でもNPO法人でも結構ですけども、そういった取り組みができればなというふうに私は個人的に考えておるわけですが、そういった支援について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 失礼します。障がい者の雇用ということでございますが、先ほどご紹介いただきました県庁内の食堂につきましては、町長が答弁されましたけども、松山市内のNPO法人が雇用する障がい者の区分ですが、電話で問い合わせしたところ、この事業者は県庁別館一階の地下一階のカフェを運営する事業所でございます。

従業員として2名を職員従事するほか就労継続支援B型という福祉サービスを活用いたしまして障がい者5名が、そこに通所して運営するというふうな内容でございます。通常の一般雇用と違ってございまして福祉事業としての雇用、それから就労継続支援B型という状況でございます。

町内の現在の状況でございますが先ほど町長の答弁にもありましたようにワークいかたにおきまして、定員 15 名のところ現在 9 名が、この就労継続支援 B 型という作業にあっております。

議員さんが言われますように町外へですね、そのような形で通っていらっしゃる方は現在確認しておりますところ 12 名いらっしゃいます。そのようなことで、今後町内での、この就労継続支援 B 型というものにつきまして、どこの事業所がですね手を挙げていただけるか、それらも含めまして今後、事業者等と連絡・連携を取りながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

末光議員、再々質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 先ほど再々、就労支援 B 型ということをおっしゃいましたが、一般の町民の方は非常に初耳で分からないという方もおられるかと思えます。

A 型と B 型とがあると思いますが、その A 型 B 型について説明をお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） お答えをいたします。言われますように A 型と B 型がございまして就労継続支援 A 型とはですね、障がい者総合支援法に定められた就労支援事業の一つでございます。

一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを提供することを目的としております。障がい者と雇用契約を結びまして、原則として最低賃金を保障するしくみの雇用型の障がい者福祉サービスということで、繰り返しますが雇用契約を結んでですね最低賃金を受け取ることが出来るというのが A 型でございます。

続きまして B 型でございますが、これも障がい者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設でございます。

現時点で一般企業への就職が困難な障がいをお持ちの方に就労機会を提供するとともに生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを提供することを目的としております。B 型は雇用契約を結ばず、利用者が作業分のお金を工賃としてもらいまして働くことが出来る比較的自由に働ける非雇用型の福祉サービスとなっております。以上が相違点でございます。

○議長（山本吉昭） 以上で末光議員の大綱 2 を閉じます。

末光議員大綱 3 の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） ペットの避難のことをございますけども、現在そういったペットの扱いにつきましても、環境省の基準とかホームページ等に掲載しているというようなことをお聞きしましたけども、一般町民から見まして、避難計画についていろいろな書類を見ましても、なかなかペットのぺの字も見当たらない人間が主体の避難計画でございます。今後、もう少しペットを連れてくる町民がどうすれば良いのか広報、あるいは避難計画等の書類におきまして、またホームページにおきましても、分かりやすく対処できるような施策をお願いをしたいと思えます。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（鶴久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 失礼いたします。只今お話にありましたように、地域防災計画等計画の中では、ペットの取り扱い、あと飼い主の事前の準備等について立てておるところでございますけども、議員のおっしゃるとおりホームページ等でも住民の方にしっかりと伝えていきたいと今後は思いますので、対策を今後とっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時からといたします。

休憩 10時47分

再開 11時00分

○議長（山本吉昭） 休憩に引き続き会議を再開いたします。

木嶋英幸議員一般質問をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） はい、3点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

まず、大綱1医療福祉に関してというか関連して「調剤薬局の必要性について」質問したいと思えます。町民の多くは、診療所以外の機関病院や複数の機関を受診しており、それぞれの医療機関で投薬されることで重複した薬や飲み合わせが良くない薬剤を服用される方も多いのではないかと私自身は感じており、健康への悪影響を心配しているところであります。

医薬分業を行うことにより、複数の医療機関から発行された処方箋を一つのかかりつけの

薬局の薬剤師にチェックしてもらうことで重複投与や相互作用などの防止ができ、安全とともに無駄な薬剤が減ることにより患者の負担や町の財源支出を減らすことにも繋がると思われます。

医薬分業で、薬のプロである薬剤師が医師の発行した処方箋を確認し必要に応じて処方変更をおこない調剤をおこなうことで安全性が高まると思われます。そして薬剤師によって十分な説明が受けられる治療効果の向上も期待できると思われます。診療所などのメリットとしても調剤に係わる人件費、過剰な薬剤費、分包紙や薬などが不要になり、かなりの経費削減に繋がると思われます。患者にとっても松山などの遠方の病院で診察を受けても病院から薬局へFAX送信すれば待ち時間なしで、地元に戻ったらすぐに受け取れたり、余分な薬をもらわなくても済むなどかなりのメリットがあるように思われます。当然、町内全域をカバーできることを条件に、そのうえ事務などの職員をできるだけ地元採用してもらい雇用促進にも繋げていけたらと思います。また、常備薬や紙おむつ等を身近に買い求めることができれば、町内の経済効果も大きいと思われます。町内に調剤薬局の開局を働きかける考えはないのか町長にお伺いします。

続きまして「高齢者対策の推進について」ご質問します。伊方町は、集落の半数近くが限界集落といってもいい状況であり、高齢化率も県内でトップクラスの状況であると思われます。

現状を素直に受け止め、健康長寿の視点でアプローチし、地域活性化について検討、分析する必要があると思われます。

高齢化社会において、生き生きとやりがいをもって生活をし、高齢者や認知症者の健康及び社会貢献活動等に関するモデル事業を全国に先駆けて、伊方町で実践できるように取り組む考えがないか町長にお伺いします。また、国が各省庁で多様な補助事業に取り組んでいるものも参考にして欲しいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして大綱3 住宅問題についてお伺いします。現在、町が取り組んでいる主要施策の一つに定住促進があると思います。地域協力隊のメンバーを張り付けてまで取りかかっている大変大事な事業であり嬉しくもあり、有難くもあります。空き家バンクの設置をはじめ、移住を促進したり、町の魅力を発信するなど積極的に取り組んでいる事は素晴らしいことだと思います。

住めば都ですが、都会の人にIターンやUターンを促すには、大変なエネルギーが必要です。敢えてそれに取り組むということは、限界集落の問題も含め、町が成り立って行かなくなる恐れがあることに気が付いた表れだと思われます。高額な予算やリスクを抱えてまで取り組んでいる施策であります。

町外・県外の方に定住を促進する一方で、結婚したら町外に転出する役場職員がいるようで、これは笑って済まされない非常に違和感を感じる現状であります。古民家再生プロジェクトなどを役場職員が率先して定住するべきと考えております。実態を把握し、理事者等が採用の際に伊方町に居住することをしっかり指導して欲しいと思いますが、このことについて、町長のお考えを聞かせてください。

また、県の移住者住宅改修支援事業の移住対象が「県外」からとなっておりますが、「県内」も対象にするような伊方町独自の事業を考えるべきだと思いますが、このことについて、町長のお考えをお伺いします。以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大綱1「調剤薬局の必要性について」に関するご質問でございますが、「調剤薬局」につきましては、議員が申されましたとおり、患者にとりましては、薬剤の重複や飲み合わせによる副作用のチェックなどを行い、安全性の確保や質の高い医療サービスの提供や、薬の効用等の説明を受けることにより、薬に対する理解が深まり、飲み忘れ、誤った飲み方や使い方が減少するといったメリットがございます。

医師の立場からしても、薬剤に関し相談できることは大きなメリットでございます。

また、調剤薬局があれば、診療所による薬剤管理が不要となり、看護師不足解消の一助ともなります。

院外処方箋を発行することにより、医師と薬剤師がそれぞれ専門性を良く発揮し、これまで以上に適切な医療の提供が可能となり、医療全体の質の向上を図る目的で厚生労働省が積極的に推進をしているところでございます。

しかしながら、院外処方にすることで、保険薬局で行う薬歴の記録や服薬指導を行うため、患者さんが負担する金額が多少高くなり、診療所で処方される薬が、院外の調剤薬局に行かないと薬がもらえなくなるために、二度手間になるということも考えられるところでございます。

また、FAX送信で、地元へ帰っての薬の受け取り、常備薬や紙おむつ等の買い求めができる点につきましては、調剤薬局が開局された地域の患者さんにとっては、非常に便利になりますけれども、その他の地域の患者さんは、他の地域の薬局へ取りに行く必要があり、かえって不便な状況になるということも考えられるところでございます。

地元の雇用や、経済効果といった点では期待はできますが、町内の診療所の経営につきましては、院外処方とすることで、全体としての収益は減少をされると考えられます。人件費につきましては、現在医師を含めた看護師等の職員が兼務で事務を行っておりますために、人員の削減につきましては難しいというところが実情でございます。

調剤薬局の開局については、素晴らしいことではあります。町内には、3つの診療所と2つの出張診療所がございますので、調剤薬局の配置、薬剤師の確保、さらに、少子高齢化等の進展等による患者数の減少など、難しい問題もございます。今後患者さんの負担が増えない方法、二度手間にならない方法は無いのか、実施の可能性はないか等々、院外処方の推進という厚生労働省の方針等を十分に注視し、町内の診療所の医師、患者さんの意見等を聞きな

がら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

次に、大綱の2の「高齢者対策の推進について」のご質問にお答えをいたします。

まず、伊方町の高齢化の状況でございますけれども、今年4月1日現在で65歳以上の人口の高齢化率は、昨年から1.1ポイント上昇して44.4%となり、県下で3番目の高齢の町となっております。

また、町内各地区の高齢化の状況でございますが、高齢化率が50%を超えた、いわゆる限界集落といわれる地区が、全体の半数近い47.3%という状況となっており、特に、三崎地域におきましては85.7%、瀬戸地域が50%が限界集落という状況でございます。

議員は、このような町内の高齢化の状況を率直に受け止めたうえで、健康寿命の視点から、地域活性化について検討・分析する必要があるとのご指摘であり、加えて、このような高齢社会において、生き生きとやりがいをもって生活し、高齢者や認知症の方の健康や社会貢献活動に関して調査・検討するモデル事業等について取り組む考えがないか、とのご質問でございますが、議員が言われますように、町内の皆様方が高齢化の進んだ住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし続けることができるような地域づくりが、本町にとって非常に重要な課題であると認識をいたしております。

特に、平均寿命とともに語られる健康寿命を延ばすことにより、寝たきりなどの不健康な時期をできる限り短くすることや、認知症の予防と軽度の認知症の方々が住み慣れた自宅で少しでも長く暮らしていけるような支え合いの仕組みづくりが必要になっておりますので、今年度から、社会福祉協議会と共に「生活支援体制整備事業」という新たな事業に着手をいたしております。町内の様々な分野の方々に、町内の実状や事業の目的等について周知する事業を行っており、地域住民が主体となった話し合いの機会を確保して、地域の自主的な取り組みを促すことといたしております。

なお、今年度の話し合いの成果から、今後、各地域の取り組みが具体化をすれば、必要となりますマンパワーの確保や事業費の補助などに積極的に取り組む必要があると考えております。

従いまして、その際には、議員が申されたように、各省庁における多様な補助事業や、先駆的な取り組みに対するモデル事業といった制度の内容等を精査いたしまして、有効に活用できる制度や財源を積極的に活用いたしたいと考えております。

以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱3「定住促進について」のご質問でございます。

まず、1点目の「職員採用の際に町内居住について、指導をして欲しい」とのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、現在19名の職員が町に住民登録がなく、うち男性職員は9名となっております。

町といたしましても、平成 24 年 4 月採用までは、採用後、伊方町内に居住が可能な者を受験要件といたしておりましたが、日本国憲法で居住の自由が保障されていることから要件とすべきではないとの指導があり、削除をいたしておりました。

しかしながら、町の施策として移住・定住に取り組んでいること、普通地方交付税の算定上、人口の確保が重要であること、また職員は町民のため、集落のために勤務するという観点から、他市町の実験資格も確認し、平成 30 年 4 月採用におきましては、採用後に伊方町内に居住できる者、を受験資格の一つといたしております。

平成 29 年 4 月の採用者には、研修時に地元集落等との関与についても話をいたしたところでございまして、引き続き職員が率先して町内で暮らすよう、職員の意識の改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、職員からは、町内の住宅を探したが無かったとの話もございまして、町といたしましては、若者向けの住宅及び住宅用地の確保をする努力も必要であると考えているところでございます。

次に、2 点目の「移住者住宅改修支援事業の対象を県内移住者まで広げてはどうか」とのご質問にお答えをいたします。

現在の移住者住宅改修支援事業は、県の補助事業を活用し、県外からの移住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図るために、「若者人材」の確保・定着の促進策として、移住者が県や町の空き家情報バンクなどを通じて購入・賃借した、一戸建て住宅の改修等に要する費用に対し補助する事業でございます。

また、補助対象者につきましては、議員の言われますとおり、県外から移住し、取得または賃貸した空き家を改修して 5 年以上定住する 50 歳未満の働き手世帯とし、条件といたしましては、50 歳未満が 1 人以上の世帯の方、または中学生以下の子どもがいる世帯の子育て世帯の方が対象となっております。

一方、町の空き家情報バンクの利用状況につきましては、昨年 12 月に開設をいたしまして以来、空き家バンク掲載物件 18 件、うち成約件数は 3 件となっており、その 3 件すべてが県内からの移住者でございました。

そこで、このような事例や他の先進市町の取り組み等も参考にしながら、議員ご提案のございました県内移住者への補助も含め、本町の移住施策にとって効果のある補助制度となるように検討をいたしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で、木嶋議員の一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し、1 つの大綱につき 2 回以内と定めます。木嶋議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、先ほどご答弁いただいたことで、デメリットに関することで質問させていただきます。診療所の職員とか経費、人員削減に関してはなかなか難しいと言われましたけど、薬などの在庫による、言い方は悪いんですけど不良在庫にならないような在庫の仕方は大変難しいと思います。今後、消費税が上がる見通しじゃないかと思います。もし、消費税が上がれば診療所の薬に対する収入が、かなり抑えられる。そういうふうに使われます。で、その抑えられた分だけ調剤薬局ができれば余分な薬も発行しなくて良い、在庫も抱えなくて良いというようなことも思われますが、その点についてもお答えください。

それともう一つ、薬局ができた地域だけがメリットを受けるようなお答えだったように思われますけど、もし薬局ができるような環境ができれば、例えば湊浦に作れば、旧三崎地区、瀬戸地区にも今まで、お薬をお渡ししていたところも開設を利用させていただくとか町内全域をカバーできるような薬剤師さんを探してくるようなことが検討できないか、それによって、町の全域をカバーすれば、たとえ三崎にあらうが瀬戸にあらうが、それは先ほどのお答えの解消ができるような気はします。で、そのものによって負担の減少の住民にはサービスの向上に繋がるのではないかなと思われまますので、この点もお答えください。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） メリット、デメリットというところで病院側のメリット、デメリット、それから町としてのメリット、デメリットそして町民としてのメリット、デメリットそれぞれあるんだろうというふうに思います。近々、各診療所の先生方と懇談をする機会も作るようにいたしておりますので先生方のご意見等も聞きながら、また議員のご指摘の点も踏まえながら、総合的に判断をしてまいりたいというふうに思っております。詳細については担当課長からもお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） まず、診療所の経営改善についてでございます。診療所におきましては議員申されたとおり薬剤管理に要する費用、管理に伴います経費が削減されるのは間違いありませんが、医療機関、診療所におきましては患者に使用した薬剤費を公定価格である薬価基準の価格で請求をいたしております。しかし、実際には医薬品は割引価格で納入されていることから、ある程度の差益を得ているのは現状でございます。

院外処方になれば、診療所の収入は処方箋料のみとなりまして収入減にもなります点から、診療所の形態については難しい面もございます。なお、人員削減については町長の答弁にもありましたように町内の診療所におきましては医師、または看護師を含めた職員が兼務で事務をおこなっている実情から負担については減少するのは事実でございますが、人員削減については現時点では難しいものと考えております。

もう一つの質問がありました全域をカバーできる調剤薬局を開局できないかという点でございますが、町長の答弁にもありましたように町内には3つの診療所と2つの出張診療所があり細長い半島に集落が点在しておりますので、調剤薬局の配置、薬剤師の確保、薬剤師の配達が可能かどうか等を含め今後、医師、薬局、薬剤師、町民等の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

木嶋議員、再々質問ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 質問にはならないかもしれませんが、現状として高齢化社会に伴って、かなりの町民の方がほとんど毎日というぐらい病院通いをされている方が多いと思いますので、是非ここで少しでも、健康長寿の観点からもぜひ必要かと思われまますので診療所の先生方とも話す機会があるみたいなので、良い方向に話し合いができればいいかなとおもいますので是非、よろしくお願いします。

○議長（山本吉昭） 木嶋議員、答弁要りますか。

○議員（木嶋英幸） 要りません。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。

木嶋議員大綱2の再質問はありますか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、これも再質問というよりも、現在、町内で一番大きな団体が老人クラブではないかと思われまます。そこで老人パワーと知恵を拝借しながら住みよいふるさとづくり、住んで良かった伊方町。楽しんで汗をかいたり知恵を出したりできる環境作りができれば良いなと思っております。そういう意味では老人クラブの方々も活発に働いていただいているとは思いますが、今後も老人だけじゃなくて世代を交流したような企画があるかないか教えてください。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めまます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） はい、お答えいたします。

議員が言われますように介護保険制度における介護予防の考え方は、介護予防、日常生活支援の充実ということで、既存の介護サービス事業所によるこれまでのサービスに加えまして、NPOや民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目指しております。一方市町村におきましては介護予防、生活支援サービス事業に加えまして、一般介護予防事業として要支援者等の参加で

きる住民が運営する通いの場の充実を図るなど、全ての交流者を対象とした介護予防のための事業に取り組む必要が生じております。そのため町長のお答えにもありましたけど、伊方町では、本年度から社会福祉協議会とタイアップして、生活支援体制整備事業に取り組んでおります。これらを進めることによりまして、地域の方々、老人クラブの皆様もご参加をいただきまして、地域の支え合いのシステム作りに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

木嶋議員、再々質問ありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、質問ではありませんけど、多岐に渡る事業であると思いますので、いろいろなどことの交流を図りながら、是非、住んで良かった伊方町を作っていただくように、いろいろな企画をしていただきたらと思います。よろしく願いいたします。答弁は要りません。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の大綱2を閉じます。

木嶋議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、先般行われた住宅の入札がありましたが、3件の物件に対して、かなりの倍率で応募があったように聞いております。その時の状況を教えてください。

そのうえ、まだまだこのような希望者がたくさん町内にはおられると思われまので需要があるかないかを調査できないか検討してみてください。それから少し甘えたお願いかもしれませんが、譲り受けるなり、貸していただくなりのお願いができないかもお尋ねします。お尋ねよろしく願いします。

○議長（山本吉昭） 只今の、木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） はい、失礼します。先般、行いました住宅の入札につきましては、3件の件数があったわけですが、総数で12件の方から申し込みがございまして契約に至ったわけでございます。

続きまして、需要の調査についてでございます。議員のおっしゃるとおり移住定住につきましては、町内における空き家バンクを活用して町内に移住を望む方の定住だと思っております。

それらにつきましても把握も重要と考えておりますので、空き家バンク事業と並行しまして、一体となって取り組んでいきたいと考えております。四電の住宅の件につきましては、

四国電力にも聞きましたが、なかなか難しいという回答をいただいております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する、再々質問を許します。

木嶋議員、再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、四国電力の社宅に関しては、対民間なんで大変難しいかと思いますが、住宅を新たに建てるとなると大変費用もかかることだと思われまので、何かに触れて、またお願いすることの機会がありましたら、是非、継続してお願いして頂きたい。

今ほどの12分の3という数字はかなり高い数字だと思われま。今後、確かに町内では、旧伊方、湊浦地区が、やっぱり希望者が多いかとは思われま。けど、まだ、三崎、瀬戸に関しても、「ふるさと」ということで住んでも良いと言われる方が多分いらっしゃるんではないかなと思われま。ので、その見直しもして頂いて、十分検討して頂いたらと思いま。

よろしくお願いいたします。答弁要りません。

○議長（山本吉昭） 答弁よろしいですか。

○議員（木嶋英幸） はい。答弁要りません。

○議長（山本吉昭） 以上で木嶋議員の一般質問を終わります。

報告第5号

○議長（山本吉昭） 日程第5「平成28年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第5号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第5号 平成28年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付して、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、先般の議員全員協議会でご説明させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず、1頁をお願いいたします。健全化比率の状況でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字に表れません。

実質公債費比率は、5.9%となっております。将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字に表れません。いずれも、早期健全化基準を下回っております。

2頁をお願いいたします。次に、資金不足比率についてでございますが、資金不足が発生しておりませんので、数字には表れません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号「平成28年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

報告第6号

○議長（山本吉昭） 日程第6「平成28年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第6号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 報告第6号 平成28年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明をさせていただきます。地方教育行政の組織運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっております。

本報告書は、平成28年度の実施事業についての点検・評価をいたしました。教育行政の推進につきましては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」やまちづくりの基本目標でもあります、教育・文化面を確認いたしました。これを受けて、教育行政の目標を「ふるさとを愛し、豊かな心を育てるまちづくりをめざして」定めました。

そして、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、人づくりの精神と伝統文化の継承・発展を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進してまいりました。

個々の事業につきましては、11頁から17頁にかけて、4段階に分けて評価いたしておりますので、お目通しいただきたいと思います。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、平成28年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「平成28年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率につい

て平成 28 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

議案第 69 号

○議長（山本吉昭） 日程第 7「伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 69 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 議案第 69 号 伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、企画旅行による旅費算定の根拠を明確にするため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、近年職員等の航空機を利用した宿泊を伴う出張が増えておりますが、その多くが航空機の旅券とホテルを別々に予約購入する方法を取っております。出張の日程によっては、旅行会社が企画するパック旅行を活用することにより、経費節減にもつながることから、企画旅行による旅費算定の根拠を追加規定するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。別表第 1 では、国内の旅行の車賃、日当、及び宿泊料について規定しております。今回、別表第 1 の備考（7）として、企画旅行（航空賃及び宿泊料を含むものに限る）により、県外甲地に旅行する場合に宿泊料を支給せず、滞在手当 3 千円、支給するという一語を加えるものです。

なお、附則においてこの条例は、平成 29 年 10 月 1 日から、施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号「伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 70 号

○議長（山本吉昭） 日程第 8「伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例制定について」議案第 70 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 議案第 70 号 伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を財源として、伊方町が行う地域活性化事業に要する資金に充当するための、伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金を設置するため、本条例を創設するものであります。

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。次の頁をお願いします。

第 1 条は、基金の設置について定めるものでございます。原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第 3 条に掲げる措置に要する資金を積み立てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、基金を設置するものでございます。

第 2 条は、積立てについて定めるものでございます。基金は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を財源として積立てるものと定めております。

第 3 条は、管理について定めるものでございます。基金に属する現金は、有利な方法により保管しなければならないと定めております。

第 4 条は、運用益金の処理について定めるものでございます。基金の運用から生ずる利益は、一般会計予算に計上して、基金に編入するものと定めております。

第 5 条は、繰替運用について定めるものでございます。基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる内容について定めております。

第 6 条は、処分について定めるものでございます。第 1 条に規定する事業に要する、必要な財源に充てる場合に限り処分することができると定めております。

第 7 条は、委任について定めるものでございます。基金管理及び処分に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしてあります。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例制定についての説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 70 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号「伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 71 号

○議長（山本吉昭） 日程第 9「平成 28 年度伊方町水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」の処分について」議案第 71 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 71 号 平成 28 年度伊方町水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」の処分について、提案理由をご説明いたします。

その他未処分利益剰余金変動額につきましては、平成 26 年度当初予算時に、地方公営企業法改正に伴う、新改定基準移行にあたって発生したものであり、今回、平成 28 年度水道事業会計決算にあたり、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 2,504 万 5,943 円を資本金へ組み入れる処分を行いたく、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、提案するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより議案第 71 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号「平成 28 年度伊方町水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」の処分について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 72 号

○議長（山本吉昭） 日程第 10「平成 28 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第 72 号から、日程第 21「平成 28 年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第 83 号までの 12 件はいずれも決算認定案件につき、会議規則第 37 条の規定により一括議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 72 号 平成 28 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 83 号 平成 28 年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの 12 議案につきましては、平成 28 年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて 12 会計の決算認定をお願いするものでございます。

平成 28 年度の一般会計の決算状況は、歳入総額 106 億 5,394 万 3,641 円に対しまして、歳出総額 104 億 874 万 7,752 円で、差し引き 2 億 4,519 万 5,889 円であり、翌年度への繰越財源 1 億 6,337 万 431 円を差し引きしますと、実質収支は 8,182 万 5,458 円となっております。

特別会計の決算状況は、10 会計あわせて、歳入総額 43 億 6,041 万 6,757 円に対しまして、歳出総額 42 億 1,288 万 4,188 円で、差し引き 1 億 4,753 万 2,569 円であり、翌年度への繰越財源が無いため、実質収支は同額の 1 億 4,753 万 2,569 円となっております。

また、企業会計の決算状況は、収益的収支におきましては、収入 3 億 5,372 万 7,959 円に対しまして、支出 3 億 2,784 万 1,361 円で、差し引き 2,588 万 6,598 円となっております。

次に、資本的収支におきましては、収入 1 億 1,915 万 9,600 円に対しまして、支出 1 億 8,260 万 87 円で、6,344 万 487 円不足しております。不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 860 万 3,837 円、過年度分損益勘定留保資金 2,410 万 1,086 円、減

債積立金取崩額 1,634 万 4 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,439 万 1,564 円で補填をいたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明をさせますので、ご承認いただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、お願いいたします。

○議長（山本吉昭） 監査委員より、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく決算審査意見書、及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査意見書、並びに地方公営企業法第 30 条第 6 項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（阿部一寿） 議長

○議長（山本吉昭） 阿部代表監査委員

○代表監査委員（阿部一寿） それでは、平成 28 年度の決算審査意見書につきましては、お手許に配布のとおりでございますが、その概要について補足の説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定によりまして、町長から審査に付された平成 28 年度伊方町一般会計及び特別会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに、基金運用状況等に関しまして、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、平成 29 年 7 月 24 日から 8 月 10 日にかけて実質 8 日間にわたりまして、吉川監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもとで審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。

まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合して内容を慎重に審査いたしました結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

一般会計の決算状況では、歳入総額 106 億 5,394 万 3,641 円、歳出総額 104 億 874 万 7,752 円となっており、差し引き 2 億 4,519 万 5,889 円の剰余金が生じてございますが、この中には、翌年度への繰越財源が含まれており、これを差し引いた実質収支は、8,182 万 5,458 円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が 97.06%と、前年度に比べまして 0.55 ポイント上回っておりますが、引き続き滞納整理に努められ、町税の確保について一層の努力をお願いするものでございます。

歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、指定管理施設につきましては、指定管理者への適切な指導のもと、指定管理料の削減に向けまして、より一層の経営努力を望むものでございます。

また、実質不用額につきましては、3 億 2,552 万 2,752 円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることの無いよう、引き続き適切な補正措置をお願いいたします。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計以下、10の会計がございますが、いずれも黒字または収支同額の決算で推移をしております。しかしながら、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定につきましては、一般会計からの繰入により、収支同額の決算となっている状況でございます。人口の減少に伴う患者数の減少等、厳しい経営環境ではございますが、適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものでございます。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税でございますが、構造的な経済不況と基幹産業の低迷によりまして、町税収入は不安定な状況が続いております。一方、地方交付税におきましても段階的縮減の開始に伴い財政運営は一段と厳しくなるものと思われまます。

つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますようご期待を申し上げ、審査意見の補足とさせていただきます。

続きまして、平成28年度伊方町水道事業会計決算審査意見書につきまして補足説明をいたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、7月26日、吉川監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、上下水道課長及び担当者出席を求め、平成28年度伊方町水道事業会計決算について、決算書及び関係諸帳簿並びに証拠書類等の審査を実施いたしました。

平成28年度における伊方町の水道事業は、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切な管理運営がなされており、諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理をされており、適正であることを認めました。

決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた1,344万5,752円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金6,636万円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、19.6%となっており、今後も、同様な依存体質が続くものと予想されます。

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の落ち込みや、施設の老朽化対策等厳しさを増しておりますが、企業会計は、独立採算が基本であり、浄水の安定供給を果たすためにも、早急に料金改定を含め、経営基盤の改善を図るなど、長期的な展望に立った効率的な運営に努められますよう、関係各位の更なる努力に期待を申し上げまして、審査意見の補足とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。この決算認定につきましては、慣例により議員全員協議会において審査したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、議員全員協議会で審査することといたします。

なお、議員全員協議会は、9月13日水曜日、午前10時から全員協議会室において開催いたします。

散会宣告

○議長（山本吉昭） 以上で、本日の会議は全て終了いたしました。これにて、散会するも

のでありますが、今期定例会の会期中日程を、念のためお伝えしておきます。12日は、休会。13日は、午前10時から議員全員協議会。14日は、休会。15日は、午前10時から本会議を再開いたします。以上、お伝えし、本日の会議はこれもちまして、散会いたします。

お疲れ様でした。

(散会 12時 4分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員